

— 令和3年度 —



佐倉市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金のご案内

佐倉市では、地球温暖化の防止並びに家庭におけるエネルギーの安定確保及びエネルギー利用の効率化・最適化を図るため、住宅用省エネルギー設備等（以下「補助対象設備」といいます。）を設置するかたに、予算の範囲内において設置費用の一部を補助します。

【重要】注意点

- ・ 設置工事完了後の申請となります。
- ・ 太陽光発電については、既存住宅かつ当該住宅にHEMS又は蓄電池を設置していることが補助要件となります。
- ・ 【今年度より変更】蓄電システムにつきましては、住宅用太陽光発電設備を設置していることが補助要件となります。

* その他注意事項 *

- ・ この補助金の交付を受けた場合は、補助対象設備について適正な管理及び運用を図らなければなりません。一定の期間を経過する前に設備を処分する場合には、所定の申請が必要となるほか、補助金の返還等を求めることがあります。
- ・ 受付開始後は、随時、受付状況（残り予算額）について、佐倉市ホームページにてお知らせしますので、各自ご確認ください。
- ・ 個々の申請者に関する申請状況の問い合わせ（申請済か否か等）には、個人情報保護のため市ではお答えいたしかねます。直接、申請者又は代行事業者へご確認ください。
- ・ 交付申請の審査にあたって、必要な場合は現地確認を行うことがあります。立会をお願いする場合は、事前に日程等を調整させていただきます。
- ・ 設備の契約時のトラブルや、太陽光パネルの光反射、省エネ設備の設置場所、騒音等に関する近隣トラブルが発生しています。納得できる業者と契約するとともに、製品性能や設置場所・設置場所について、ご自分でも情報収集するようお願いいたします。独立行政法人国民生活センターや全国の消費生活センターのホームページでは、相談事例を閲覧することができます。どのような事例があるのか事前に情報収集してください。
- ・ 設置に当たっては、各法令等に準拠してください。

【お問い合わせ・提出先等】

〒285-8501 佐倉市海隣寺町97番地 佐倉市環境部生活環境課

TEL 043-484-6716（直） FAX 043-486-2504

メール seikatsukankyo@city.sakura.lg.jp

佐倉市ホームページ <http://www.city.sakura.lg.jp/0000018600.html>

1 申請の条件等について

いずれも令和3年4月1日以降に対象設備の設置工事に着工したものが対象です。(建売の場合は住宅の引き渡し令和3年4月1日以降のものが対象)

(1) 補助対象となる設備及び補助金額

設備の種類	設備等の要件 <u>※いずれも未使用品であること。</u>	補助金額(注1)
太陽光発電システム	【設置する住宅等に関する要件】 <ul style="list-style-type: none"> 住宅の建築工事が完了した日（建売の場合は引渡しを受けた日）の翌日以後に設置工事に着工したもの 補助対象設備を設置する住宅に次のいずれかの設備が設置されているもの <ul style="list-style-type: none"> (ア) エネルギー管理システム（HEMS）（次のいずれも満たすもの） <ul style="list-style-type: none"> 住宅全体の電力使用量等を自動で実測し、エネルギーの「見える化」を図る機能を有する 家電の電力使用量等を調整する操作機能を有する 家電の操作に係る装置が「ECHONET Lite」規格を搭載する (イ) 定置用リチウムイオン蓄電システム <ul style="list-style-type: none"> 国が平成25年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）により登録されているもの 	1kW 当たり 2万円 (上限9万円) ※千円未満 端数切捨て
	【設備の要件】 <ul style="list-style-type: none"> 電力会社と電力需給契約を締結しているもの 公称最大出力又はパワーコンディショナーの定格出力のいずれか小さい方（複数のパワーコンディショナーを設置する場合、系列ごとに合計した数値）が10キロワット未満であること（既存設備増設の場合は、既存設備分を含めた増設後の設備が上記の要件を満たすこと。） 	
太陽熱利用システム	一般財団法人ベターリビングにより優良住宅部品（BL 部品）として認定を受けたもの（集熱方式が「自然循環型」に分類されるものを除く。）	上限5万円
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	国が平成25年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人燃料電池普及促進協会の指定を受けているもの。	上限5万円
定置用リチウムイオン蓄電システム	<ul style="list-style-type: none"> 国が平成25年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）により登録されているもの（パッケージで登録されている製品は全ての機器が設置されていること） 太陽光発電設備が設置されていること。 	上限10万円

※いずれも未使用品であること。

詳しくは、佐倉市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付要綱をご覧ください。

(注1) 補助対象設備の設置に係る経費の合計額から消費税及び他制度の補助金を差し引いた額がこれを下回る場合は、当該経費の額(1,000円未満の端数は切り捨て)を補助金額とします。

太陽光発電システム補助金額の計算例

(例1) 出力が3.42kWの場合

$$3.42\text{kW} \times 20,000\text{円} = 68,400\text{円}$$

$$\text{補助金の額} = \underline{68,000\text{円}} \text{ (千円未満は切り捨てのため)}$$

(例2) 出力が4.88kWの場合

$$4.88\text{kW} \times 20,000\text{円} = 97,600\text{円}$$

$$\text{補助金の額} = \underline{90,000\text{円}} \text{ (9万円が限度額のため)}$$

(2)補助対象となるかた

下記のすべての条件を満たすかたが対象です。

①該当する住宅に住民登録を完了しているかた

②自ら所有し、かつ、居住する市内の住宅に、補助対象設備を設置したかた。又は、補助対象設備が設置された住宅を購入したかた^{*}。若しくは、第三者が所有する住宅に居住し、所有者の承諾を受けて補助対象設備を設置したかた(店舗併用住宅も住宅部分で設備を使用する場合は対象となります。)

^{*}ただし、太陽光発電システムは既存住宅への設置のみが対象となり、建売の購入・新築は対象外。

③補助対象設備の設置費用(建売住宅の場合は住宅の購入費用)を負担し、設備を所有しているかた

④市税を滞納していないかた

⑤住宅の所有者が第三者(同居親族含む)の場合、又は共有者がいる場合は、住宅の所有者又は共有者から補助対象設備を設置することについて同意を得ているかた

⑥過去に同じ設備について、この制度により補助金の交付を受けていないかた(同一世帯のかたを含む^{*}太陽光の場合は、電力需給契約。その他の設備は電灯契約により判断)

⑦佐倉市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等でないかた

⑧令和3年4月1日以降に補助対象設備の設置工事に着手し、完了済みのかた(補助対象設備設置済みの建売住宅を購入する場合は、令和3年4月1日以降に住宅の引き渡しを受けたかた)

⑨太陽光発電システムを設置する場合は、電気事業者との特定契約を締結しているかた

⑩市から事業効果等に関する資料の提供を求められたときに、応じられるかた

2 申請について

(1) 申請受付期間

令和3年6月1日(火)から令和4年2月28日(月)午後5時まで

※**先着順で受付**。受付期間中でも予算額に達した時点で受付を終了します。

※申請締切り時点で書類が**不備なく揃っている**ことが受付の要件となります。受付時の不備が多発しています。案内をよく読みご申請ください。

(2) 申請窓口、方法、受付日時

佐倉市役所1号館5階 生活環境課まで、必要書類を**直接持参**して申請してください。郵送やFAX、Eメール、データ持込みでの申請は受けません。**郵送された場合は、返送させていただきます。**

(土・日・祝・年末年始除く。午後12時～午後1時を除く、午前8時30分～午後5時)

(3) 交付申請に必要な書類

補助対象設備の設置工事(建売の場合は住宅引渡し)の完了後、佐倉市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号その1)及び補助対象設備の内訳(その2)に次の書類を添えて、提出してください。

交付申請書式は、佐倉市ホームページ(<http://www.city.sakura.lg.jp/0000018600.html>)からダウンロードしていただくか、市内各出張所・派出所・サービスセンター、生活環境課窓口でお受け取りください。

1) 必要な添付書類 [○提出必須 *該当する場合は必要 ー提出不要]

※チェックリストで書類の有無及び記載内容について確認のうえ、提出してください。

No.	添付書類	太陽光	太陽熱	エネファーム	蓄電池
1	工事請負契約書又は売買契約書の写し	○	○	○	○
	【契約書で4月1日以降の着工であることが確認できない場合のみ】 着工日の証明書	*	*	*	*
2	設置費の領収書	○	○	○	○
	設置費の内訳書	○	○	○	○
3	補助対象設備の技術仕様が確認できる書類 (製品パンフレット等)	○ (パネル、パワ コン)	○	○ (燃料電池ユニ ット、貯湯ユニ ット)	○ (パッケージ型 番とそれを構成 する全ての機 器)
4	補助対象設備の設置図面	○	○	○	○
5	補助対象設備の設置状況が確認できる写真	○ (住宅全体、全 てのパネル、パワ コン)	○ (住宅全体、機器)	○ (住宅全体、燃料 電池ユニット、 貯湯ユニット)	○ (住宅全体、パッ ッケージを構成す る全ての機器)
6	補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類	○ (パネル、パワ コン)	○	○ (燃料電池ユ ニット、貯湯ユ ニット)	○ (パッケージを 構成する全ての 機器)

7	【市による公簿確認に同意しない場合】 住民票の写し又は届出避難場所証明書	*	*	*	*
8	【市による公簿確認に同意しない場合】 市に納付すべき税の納税証明書	*	*	*	*
9	住宅の位置図（住宅周辺の案内図）	○	○	○	○
10	【住宅を第三者が所有する場合又は共有者がいる場合】第三者又は共有者の承諾書	*	*	*	*
11	1) 【太陽光発電システムの場合】 電気事業者との特定契約締結を証する書類	○	—	—	—
	2) 【太陽光発電システムの場合】 太陽光発電システムの設置工事に着工する前日までに住宅の建築工事が完了していることが確認できる書類	○	—	—	—
	3) 【太陽光発電システムの場合】 補助対象設備を設置する住宅にエネルギー管理システム（HEMS）又は定置用リチウムイオン蓄電システムが設置されていることが確認できる書類	○	—	—	—
12	【蓄電池システムの場合】 太陽光発電設備が設置されていることを証明する書類	—	—	—	○
13	【事業者が代わりに申請する場合】 事務代行届（様式第2号）	*	*	*	*

2) 各書類の注意点等（番号は、必要な添付書類一覧の書類ナンバー）

1 着工日の証明書（写し不可）

- ・契約書で令和3年4月1日以降の着工であることが確認できない場合は、提出してください。
例）契約書上の着工日が令和3年4月1日以前の日付となっている場合
契約日が令和3年4月1日より前であり、かつ、着工日の記載がない場合
- ・社判入り、様式任意。

2 設置費の領収書及び内訳書（写し）

- ・領収書の領収金額に他の工事等の費用が含まれていても構いません。
- ・クレジット契約で領収書が発行されない場合は、販売店が発行する支払い済証明書を提出してください。（クレジット申込書は不可）
- ・内訳書は、申請書様式第1号（その2）「補助対象設備の内訳」に記載した補助対象経費の金額が確認できるもの。（一式は不可、取り付け機器が複数有る場合の一式値引きは不可）

3 補助対象設備の技術仕様が確認できる書類（製品パンフレット等）

- ・メーカー名、品番、主な仕様、写真等が掲載されている部分を添付
- ・蓄電池はパッケージ型番とそれを構成する全ての機器がわかるもの

4 補助対象設備の設置図面

- ・補助対象設備が太陽光発電システムの場合：モジュール枚数が確認できる図面
- ・補助対象設備がその他の設備の場合：間取図等に設置場所を図示

5 補助対象設備の設置状況が確認できる写真

- ・住宅全体と全ての機器（太陽光発電システムは、全てのパネルとパワコン）が必要。
- ・小さい写真の場合は、A4の紙に貼ってください。
- ・機器の写真は、設置済みであることがわかるよう、機器のみでなく周囲の壁等も映り込んだ形で撮影してください。（※太陽光パネル以外は機器の型番が確認できる部分も必要）
- ・蓄電池はパッケージを構成する全ての機器が必要

6 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類

- ・①～④のいずれかを添付してください。（写し可）
 - ①メーカー発行の保証書
 - ②メーカー発行の出荷証明書又は納品書（運送会社発行のものは不可）
 - ③メーカー発行の出荷検査成績書（検査日の記載があるもの）
 - ④（太陽電池モジュールの場合）メーカー発行の出力対比表またはバーコードリスト
- ・日付、販売店名、購入者名等、記載欄の空欄は不可。
- ・蓄電池はパッケージを構成する全ての機器が必要

10 【住宅を第三者が所有する場合又は共有者がいる場合】 第三者又は共有者の承諾書

- ・第三者及び共有者には、同居の親族（配偶者等）を含みます。

11 【太陽光発電システムの場合のみ】

1) 電気事業者との特定契約締結を証する書類

- ・①～⑤のいずれかを添付してください。（写し可）
 - ①「特定契約締結通知」又は「落成受付完了のお知らせ」（メール）＋「接続契約のご案内」
 - ②「系統連系完了通知」（メール）＋「接続契約のご案内」
 - ③受給契約申込受付サービスの「申込詳細情報表示」の画面（特定契約締結年月日が記載されているもの）
 - ④東京電力パワーグリッドホームページの「購入実績お知らせサービス」の画面
 - ⑤東京電力パワーグリッド（株）発行の「特定契約のご案内」（紙文書）
- ・増設の場合（①②のいずれか1つ）（写し可）
 - ①増設後の東京電力エネジーパートナーから郵送された「購入電力量のお知らせ」
 - ②増設後の東京電力パワーグリッドホームページの「購入実績お知らせサービス」の画面

2) 太陽光発電システムの設置工事に着工する前日までに住宅の建築工事が完了していることが確認できる書類

- ・①～③のいずれか
 - ①固定資産税課税台帳記載事項証明書（家屋に関わるもの）又は納税通知書等
 - ②検査済証（又は建築台帳記載事項証明書）※所在地番が現在の地番と異なるものは、不可
 - ③写真（足場が取れた状態であり、かつ、設置予定の屋根面に太陽光パネルが設置されていないことが確認できるもの） ※建物全体＋全ての設置面

3) 補助対象設備を設置する住宅にエネルギー管理システム（HEMS）又は定置用リチウムイオン蓄電システムが設置されていることが確認できる書類

- ・①～③のいずれか（写し可）

①HEMS 又は蓄電池の出荷証明書又は保証書又は出荷検査成績書

②HEMS 又は蓄電池の購入時の費用の支払いを証明する書類（機器の型番が確認できるもの）

③HEMS 又は蓄電池の設置状況を表す写真（機器の設置状況及び型番が確認できるもの）

※HEMSの場合：構成する全ての機器（エネルギー計測機器、集約機器等）が確認できるもの

※蓄電システムの場合：SII に登録されているパッケージ型番とそれを構成する全ての機器の型番等が確認できるもの

- ・HEMSの場合、①～③のいずれかに加え、設備の仕様（住宅全体の電力使用量を自動実測＋見える化機能、家電の電力使用量操作機能、ECHONET Lite 搭載）が確認できる書類（カタログ、製品ホームページ、取扱説明書など）を添付。

12 太陽光発電設備が設置されていることを証明する書類 【蓄電池システムの場合のみ】

- ・①②のいずれか（写し可）

①売電明細

②接続契約のご案内

(4) 申請時の注意等

- ・**書類が揃っていないものや内容に不備があるものは、受付せずに返却します。** 代行申請の場合や受付終了間際は特にご注意ください。
- ・①補助金申請者 ②工事請負契約書又は売買契約書の発注者 ③設置費又は住宅購入費の支払者（領収書の宛名） ④電力需給契約者は、同一人であることが条件です。
- ・印鑑は、訂正印も含め、全て同じものを使用してください。（第三者又は共有者からの承諾書を除く。）
- ・スタンプ印（シャチハタ等）は使用できません。
- ・フリクションペン等、筆跡を消せるペンは使用できません。
- ・記載を訂正する場合は、二重線を引き、申請書に押したものと同一印鑑で訂正印を押してください。修正液、修正テープ等は使用できません。
- ・このほか、よくある質問についての回答を市ホームページに掲載しますので、ご確認ください。

(5) 代行申請等について

- ・申請等の手続を設置業者等に依頼する場合は、事務代行届（様式第2号）を提出してください。
- ・代行したことによる事故等について、市では一切の責任を負いかねます。
- ・代行申請をされた場合においても、市から申請者への通知類は全て申請者本人宛に郵送します。申請者の責任において内容をご確認のうえ、必要な対応をお願いします。

3 補助金請求について

申請時に補助金交付請求書を提出しなかった場合は、交付決定兼確定通知を受け取ってからすみやかに佐倉市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付請求書（様式第5号）を提出してください。

請求書の受領後、補助金の振込手続を行います。

4 定期報告（太陽光発電システムのみ）

太陽光発電システムに係る補助金の交付を受けた場合は、補助金の交付を受けた日の属する月の翌月から1年間、毎月の使用状況を佐倉市住宅用省エネルギー設備等使用状況報告書（様式第3号）に記録し、記録完了後にご提出ください。詳細は、交付手続終了後にご案内いたします。

5 アンケート

今後の施策の参考のため、設置後に簡単なアンケートへのご協力をお願いしています。詳細は、交付手続終了後にご案内いたします。